

後期高齢者医療保険料が決定

「後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納付通知書」を送付します。

▽原則、特別徴収（年金天引き）となります。ただし、特別徴収の対象となる年金の額が年間18万円未満の方、もしくは介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える場合等は、普通徴収となります。

▽口座振替を希望される方は、戸籍保険課または町税等取扱金融機関へお申し込みください。普通徴収の納期は、7月から翌年2月までの各月です。

※後期高齢者医療の被保険者になつてすぐには特別徴収にはなりませんので、最初は普通徴収（納付書等での個別納付）、途中から特別徴収となります。

旧被扶養者の軽減

後期高齢者医療の被保険者になる前日に、会社の健康保険や共済組合等の被扶養者（国民健康保険および国民健康保険組合加入者を除く）だった方は、保険料の均等割額が制度加入時から2年間に限り5割軽減になります。また、所得割は引き続き課せられません。

保険料の計算方法

保険料は、1人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、1人あたりの上限額は年額64万円です。

$$\text{保険料額} = \text{均等割額 4万8,765円} + \text{所得割額 (総所得金額等 - 基礎控除額)} \times 9.64\%$$

※後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率が見直されます。令和2・3年度の保険料率は、1人当たりの医療給付費の増加等により、平成30・令和元年度と比較して増加しています。

(参考)平成30・令和元年度保険料率：所得割率 8.76% 均等割額 4万5,379円

均等割額の軽減について

4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額等の合計額により均等割額が軽減されます。ただし、年金所得については、通常の年金所得から特例としてさらに15万円を控除します。

7割軽減

- 43万円 + [10万円 × (給与所得者等※1の人数 - 1)] 以下の世帯

5割軽減

- 43万円 + (28.5万円 × 被保険者数) + [10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下の世帯

2割軽減

- 43万円 + (52万円 × 被保険者数) + [10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下の世帯

※1 給与所得者等とは、給与所得(給与収入が55万円を超える者)または、公的年金等にかかる所得(前年の12月31日現在65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、前年の12月31日現在65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者)を有する者をいいます。

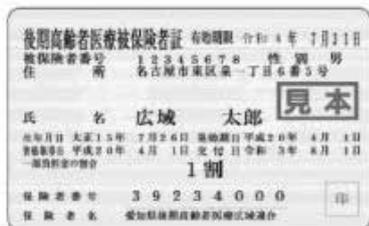
後期高齢者医療制度の保険証を更新します

現在交付されている保険証の有効期限は7月31日(土)までです。新しい保険証は、7月中旬から下旬にかけて簡易書留で送付します。

8月1日(日)以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。

住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は、申請が必要ですが、「顔写真付きの身分証明書(写真なしの場合は2点)をお持ちの上、戸籍保険課で申請してください(すでに「送付先変更申請書」を提出されている場合は、改めて申請する必要はありません)。

なお、送付先を住民登録地へ戻す場合にも申請が必要です。



▲後期高齢者医療被保険証 (若草色)

国民健康保険証を更新します

現在交付されている保険証の有効期限は**7月31日(土)まで**です。新しい保険証は、7月中旬に「簡易書留」で送付します。

保険証の有効期限にご注意ください

国民健康保険証の有効期限は、8月1日から翌年の7月31日までです。ただし、次に該当される方は有効期限が異なります。

- ▽75歳になる方…誕生日の前日まで
- ▽70歳になる方…誕生日の月末まで(ただし、1日が誕生日の方は誕生日の前日まで)

後期高齢者医療コールセンター

保険料の算定方法や保険証の負担割合等については、コールセンターへお問い合わせください。

☎ 0570-011558 (ご利用には通話料がかかります)

期間 7月12日(月)から8月31日(火) ※土日・祝日も開設

時間 午前8時45分から午後5時15分

注意 コールセンターは受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示したりするこ

とは一切ありません。

入院等で医療費が高額になる方へ

医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合は、後日申請により高額療養費として払い戻しされます。受診時に「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」または「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を医療機関に提示することにより、自己負担限度額までの窓口負担ですみます。あらかじめ申請して交付を受けてください。

持ち物 保険証、世帯主と認定証の発行を希望する方の個人番号の分かる書類、顔写真付きの身分証明書(写真なしの場合は2点)

※現在交付されている認定証の有効期限は7月31日(土)までです。引き続き認定証が必要な方は**8月より申請を受け付けます**。

※70歳から74歳の高齢世帯で、課税所得690万円以上および一般の方(課税所得が145万円未満で非課税世帯でない方)は申請の必要がありません。所得区分が分からない方は、戸籍保険課までお問い合わせください。

※国保税を滞納していると、認定証の交付を受けられません。

70歳から74歳の高齢世帯に係る自己負担限度額

所得区分	外来(個人単位)	自己負担限度額(世帯単位)
課税所得690万円以上	25万2,600円+(総医療費-84万2,000円)×1% 【4回目以降14万100円】	
課税所得380万円以上	16万7,400円+(総医療費-55万8,000円)×1% 【4回目以降9万3,000円】	
課税所得145万円以上	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1% 【4回目以降4万4,400円】	
一般	1万8,000円 (年間上限14万4,000円)	5万7,600円 【4回目以降4万4,400円】
低所得Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ		1万5,000円

※課税所得145万円以上の場合でも、世帯収入の合計金額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や総所得金額等から43万円を控除した金額の合計額が210万円以下の場合は、申請により一般となります。

※【】の金額は、過去12か月以内に4回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限が下がります。

70歳未満を含む世帯に係る自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
所得901万円超	25万2,600円+ (総医療費-84万2,000円)×1% 【4回目以降14万100円】
所得600万円超 901万円以下	16万7,400円+ (総医療費-55万8,000円)×1% 【4回目以降9万3,000円】
所得210万円超 600万円以下	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1% 【4回目以降4万4,400円】
所得210万円以下	5万7,600円 【4回目以降4万4,400円】
住民税非課税世帯	3万5,400円 【4回目以降2万4,600円】

※所得区分は、総所得金額等から43万円を控除した金額になります。

※【】の金額は、過去12か月以内に4回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限が下がります。